

Ⅲ 重点施策

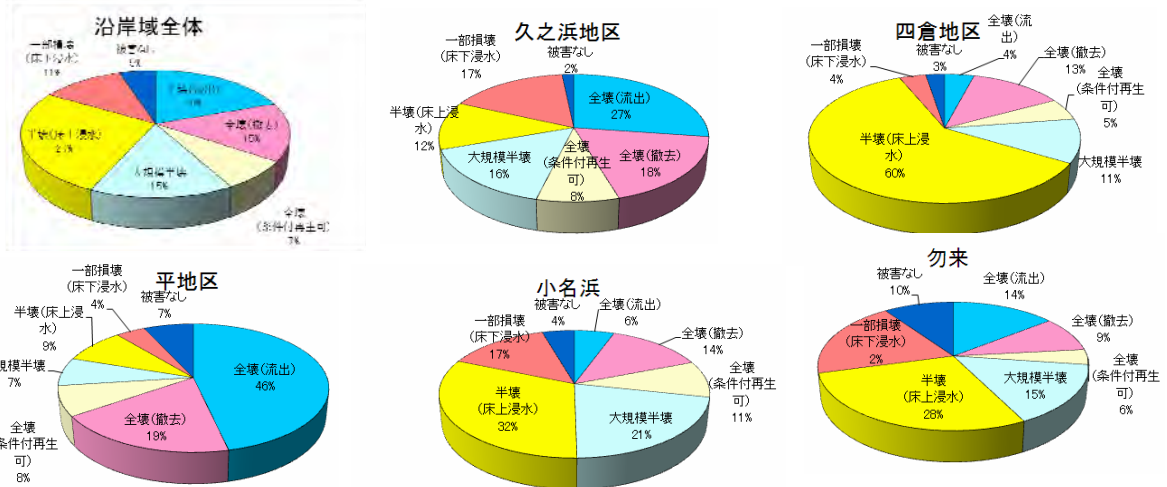
1 津波被災地域の復興に向けた土地利用プロジェクト

はじめに

- 平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分に発生した東北地方太平洋沖を震源地とするマグニチュード 9.0 の大地震、引き続く大津波、福島第一原子力発電所の事故とこれによる風評の流布、さらには市内南部を震源地とする大規模余震などにより、本市は、未曾有の大災害に見舞われました。
- 沿岸部においては、津波等により 400 名を超える尊い命が失われるなど、甚大な被害を受けた他、市全域にわたり、断水や道路、建物等の損壊が生じ、多くの市民が避難所での生活を余儀なくされました。
- これらのことを踏まえ、「いわき市津波被災市街地土地利用方針」を策定し、主に土地利用の面から、沿岸地域全体及び各地区の復興に向けた考え方を示すこととしました。

1. 沿岸地域の被災状況

- 沿岸域全体の被災状況についてみると全壊が 42 %（（流出）、（撤去）、（条件付再生可）の合計）、半壊が 42 %（「大規模半壊」、「半壊（床上浸水）」の合計）、一部損壊（床下浸水）が 11%となっています。
- 地区別にみると、久之浜地区や平地区、勿来地区において、全壊（（流出）、（撤去）、（条件付再生可）の合計）している割合が高くなっています。



2. 被災者意向

●今後希望する住まいの場所

- 今後希望する住まいの場所は、「被災前と同じ場所（自宅があった場所）」が最も多く、次いで「被災前の地区に近い津波の来ない安全な場所（高台など）」、「被災前の地区内で津波の危険性が低い場所」の順となっています。

●復興案を策定していく上で必要な対策

- 復興案を策定していく上で必要な対策は、「今回のような津波が来ても街を守れる十分な強度の防波堤が整備されれば」が最も多く、以下、「津波が来ない安全な高台などに移転できれば」、「かさ上げされた防災道路や防災緑地など多重に津波から街を守る施設が整備されれば」等防災施設の必要性を重視しています。

※いわき市津波被災市街地復興意向調査結果より

3 沿岸域復興の全体方針

- 市民の安全・安心の確保を第一に、住環境・コミュニティの維持向上が図られる地域の再生・整備に取り組みます。
- 各地域の実情に応じた防災対策を講じ、減災の考え方を基盤とした災害に強いまちづくりに取り組みます。
- 震災前にも増して活力に満ちた産業・交流の場としてのまちの創造に取り組みます。
- 海と共生し、美しく快適な環境が人を惹きつける魅力ある沿岸域の形成に取り組みます。

4 津波防災のまちづくり

- 今次津波を対象とした津波シミュレーションを参考に、津波被災を受けた一定規模以上の市街地については、海岸保全施設、防災緑地等により津波の浸水を防ぐとともに避難誘導対策により、安全を確保します。
- 港湾部や海岸背後地の地理的制約がある区域等については、海岸保全施設等による一定の安全性を確保した上で、避難路の確保などの避難対策の充実を図ります。
- 今次津波を超える津波に対しても、市民の生命・宅地・安全が確保される様、避難路の整備や避難場所の確保、さらには、防災教育の充実や避難訓練等の実施により、減災のまちづくりを進めます。

(1) 多重防御のまちづくり

ハード・ソフトによる減災・防災施策

《ハード施策》	《ソフト施策》
・ 海岸・河川堤防の強化 ・ 港湾・漁港の防災対策 ・ 津波防災緑地の整備 ・ 海岸道路の整備 ・ 避難路・避難場所の確保 ・ 避難ビル等の整備・指定	・ 避難誘導 ・ 情報伝達体制の強化・確立 ・ 津波ハザードマップの見直し ・ 防災教育の充実 ・ 避難訓練の実施 ・ 防災コミュニティづくり

(2) 地域特性に応じた減災・防災対策

- ・ 多重防御を前提に、住宅や事業所の再建を促進
- ・ 都市再生区画整理事業などの導入による良好な街並みへの再生
- ・ 条件が整うところでは安全な場所への集団移転や個別の移転
- ・ 住宅再建が困難な方へは災害公営住宅を整備

5 沿岸域の土地利用の方針

- これまで培ってきた、各地区の歴史や個性・特性を十分に生かし、特色ある地域の再生が図られる土地利用を推進します。
- 沿岸各地域が連携することで、沿岸域全体としての地域力が向上する土地利用を図ります。
- 将来にわたり地域コミュニティが維持され、持続あるコンパクトな都市環境を形成します。
- 総合的な津波防災対策により、観光・レクリエーション・産業の場である海と共生できる土地利用を図ります。
- 本市復興のシンボルとして、日本全国・世界とつながる産業・観光・物流拠点を形成します。

(1) 歴史的個性・特性を生かした地域の再生

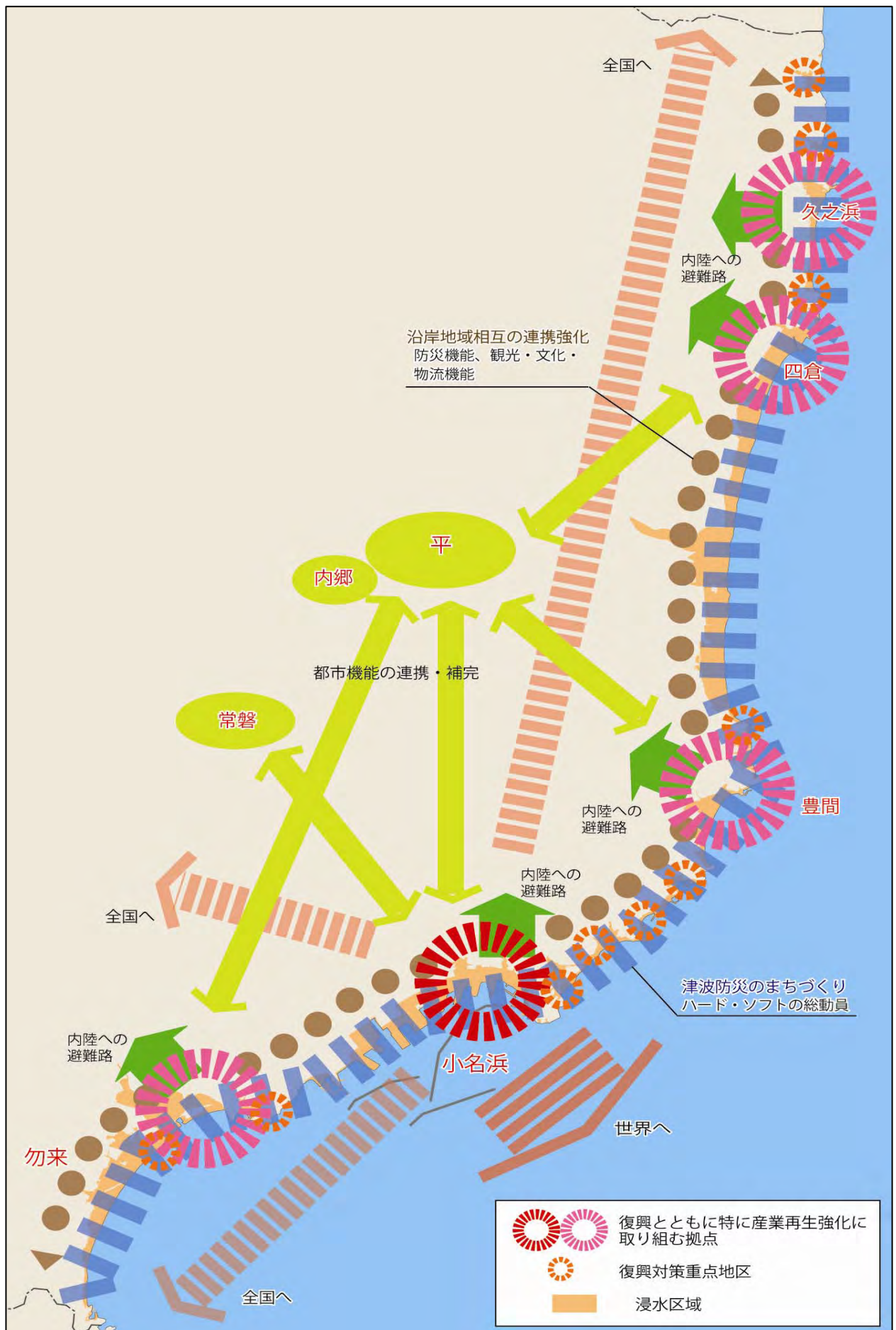
- ・ 各地区の特色ある産業再生への土地利用
- ・ 地域力・コミュニティを強化した住宅地再生
- ・ コンパクトな市街地形成と地区間の連携強化
- ・ 安全で快適な観光レクリエーション地域の再生

(2) 沿岸地域間連携の軸・海を感じられる道路の整備

- ・ 地域間を結ぶ“絆ロード”としての海岸道路
- ・ 観光交流の振興のため、本市の魅力である海を感じられる海岸道路

(3) 日本・世界とつながるシンボル拠点の形成

- ・ 復興のシンボルづくりへの地域力の結集
- ・ 産業・観光振興の拠点としての小名浜港周辺地域の一体的な整備再生



1. 地区の概要(被災前)

【地区特性】

- ・ 当該地区は、いわき市中心部より北東に約 15km に位置し、津波被災市街地の被災前人口は 1,629 人で、世帯数は、607 世帯となっていました。
- ・ 地区内には、新鮮な魚介類が年間を通して水揚げされ、「漁港まつり」も開催される久之浜漁港や、朱塗りの橋が架かった弁天島の奇岩が浮かび、初日の出詣の名所となっている波立海岸などがあり、年間約 16 万人の観光客が県内・外から訪れていました。

表 各津波被災市街地の人口、世帯数

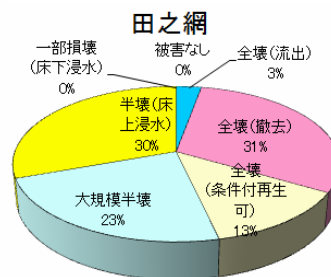
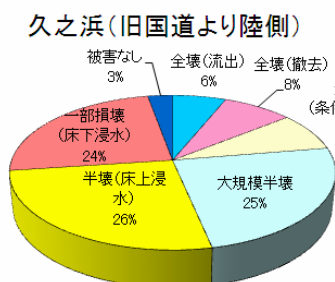
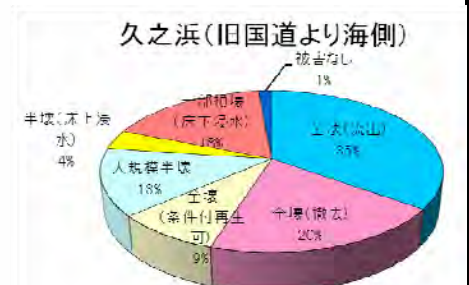
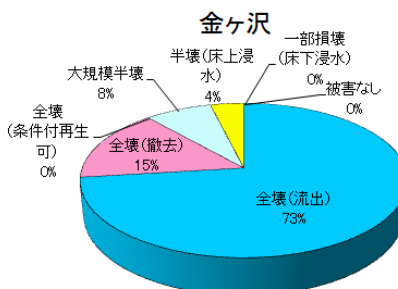
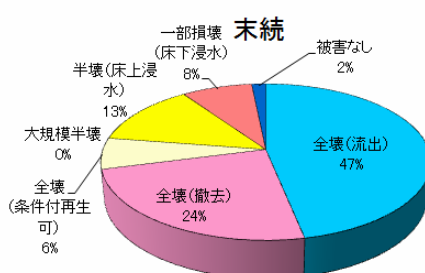
	末続	金ヶ沢	久之浜 (旧国道より海側)	久之浜 (旧国道より陸側)	田之網
人口(人)	92	39	891	447	160
世帯数(世帯)	29	13	346	163	56

【土地利用特性】

- ・ 末続や金ヶ沢の土地利用は JR 常磐線と海岸線の間に建物が立地し、そのほとんどは住宅と農地でした。
- ・ 久之浜では、支所をはじめとした、公共公益施設が立地しているほか、住宅、店舗併用住宅、工場、商業施設など、基本的な都市施設が立地するなど、地区の拠点となっていました。
- ・ 田之網では、地区の南側は飲食店、民宿などが立地しており、北側は住宅が立地していました。

2. 被災状況

- ・ 末続、金ヶ沢、久之浜（旧国道より海側）では全壊（（流出）、（撤去）、（条件付再生可）の合計）の割合が高く、久之浜（旧国道より陸側）、田之網では大規模半壊、半壊（床上浸水）の割合が高くなっています。



久之浜（海側）被災状況

3. 被災者意向

●今後希望する住まいの場所

- ・ 今後希望する住まいの場所は、末続、金ヶ沢、久之浜（旧国道より海側）では「被災前の地区に近い津波が来ない安全な場所（高台など）」が最も多くなっています。久之浜（旧国道より陸側）、田之網は「被災前と同じ場所」で最も多くなっています。

●復興案を策定していく上で必要な対策

- ・ 「今回のような津波が来ても街を守れる十分な強度の防波堤が整備されれば」「津波が来ない安全な高台などに移転できれば」「かさ上げされた防災道路や津波防災緑地など多重に津波から街を守る施設が整備されれば」など、地域の防災対策が多く望まれていることが特徴です。

※第 2 回いわき市津波被災市街地復興意向調査結果より

4. 地区復興の基本的考え方

【全体復興の基本的考え方】

- ・ 本地区は、久之浜漁港が立地し、四倉地区と共に北部拠点地域が形成されています。いわき市都市計画マスタープランでは、久之浜地域について「ひと・まち・山がベルト状に連なる豊かな自然との共生に配慮しながら、既存の教育・文化機能に加え、沿岸部や河川等の水辺空間が有する多様な観光・レクリエーション機能を活かすとともに、工業機能の開発による拠点の形成を図ることによって魅力ある地域づくりに努めます。」という地域づくりの方針が示されています。
- ・ 久之浜地区の復興にあたっては、災害に強い地域づくりを最大の目標にすると共に水産業や観光等地場産業の復興、本地区の特性である水辺、自然環境を活かした北部拠点に相応しい地区の復興を目指します。

【土地利用の基本的考え方】

- ・ 相当数の建物が流出した区域の住宅地等については、近隣の安全な場所へ移転し、住宅等の移転跡地は、防災空間としての活用や自然的土地利用を誘導します。また、一部の地域では、津波防災対策等により地区の安全性の向上を図りながら、産業の集積や居住地として、良好な環境が形成され利便性も確保されるよう配慮します。
- ・ 久之浜（旧国道より陸側）については、津波防災対策の強化を前提に土地の有効利用を図り、住宅や商業・業務用地など引き続き、従前の土地利用に準じた、現位置での復興を基本に安全で快適な市街地の再生を目指します。
- ・ 住宅再建が困難な被災者向けに、災害公営住宅を整備します。

【津波防御の基本的考え方】

- ・ 津波防災緑地や海岸道路の整備、海岸・河川の防災対策などのほか、避難地や避難路の指定、避難訓練等によって安全な場所に迅速に避難できる対策など、多重防御による「減災」の考え方を基本とし、地区の安全性の向上を図ります。

5. 地区別復興の方針

	土地利用の方針	防災施設整備の方針
末続	・ 住宅地については、近隣の安全な場所へ移転し、一部区域については、防災対策等により、地域の安全性の向上を図りながら現位置で復興することを基本とします。 ・ 移転跡地については、自然的土地利用を誘導します。	・ 河川、海岸の防災対策を行います。 ・ 安全な場所に速やかに避難できるよう、迅速な災害情報の伝達とともに、避難路の指定や避難場所への表示板の設置など防災対策を充実します。
金ヶ沢	・ 住宅地については、近隣の安全な場所への移転を基本とします。 ・ 移転跡地については、自然的土地利用を誘導します。	・ 河川、海岸の防災対策を行います。 ・ 安全な場所に速やかに避難できるよう、迅速な災害情報の伝達とともに、避難路の指定や避難場所への表示板の設置など防災対策を充実します。
久之浜	・ 津波被害の大きかった旧国道より海側については、住宅地等を近隣の安全な場所へ移転することを基本とし、一部区域はゾーニングにより商業・業務・住宅地を配置します。 ・ これらの地区では、地区幹線道路、地区内道路、公園等都市基盤施設を整備し、良好な市街地環境を形成します。 ・ 旧国道より陸側については、従前の土地利用を踏まえながら、周辺地域の拠点市街地の位置づけのもとで、一部地域を除き現位置での復興を基本に、安全で快適な市街地の再生を目指します。	・ 河川、海岸の防災対策を行います。 ・ 津波被害を軽減する観点から、海岸堤防と合わせて津波防災緑地を整備し、災害に強い市街地を形成します。 ・ 安全な場所に速やかに避難できるよう、迅速な災害情報の伝達とともに、避難路の指定や避難場所への表示板の設置など防災対策を充実します。 ・ 市街地の防災性向上のため、防災拠点施設（久之浜・大久支所、久之浜公民館）の整備を図ります。
田之網	・ 国道6号付帯施設や水門の整備等の防災対策により、地域の安全性の向上を図りながら現位置での復興を基本とします。	・ 河川、海岸の防災対策を行います。 ・ 安全な場所に速やかに避難できるよう、迅速な災害情報の伝達とともに、避難路の指定や避難場所への表示板の設置など防災対策を充実します。

※ 当該土地利用方針図は、現時点での案であり、今後、被災者や市民の皆様のご意見やご要望、国の制度改正や関係機関との調整により変更されることがあります。

【末続】



《土地利用方針》

- ・ 住宅地については、近隣の安全な場所へ移転し、一部区域については防災対策等により、市街地の安全性の向上を図りながら現位置で復興することを基本とします。
- ・ 移転跡地については、自然的土地利用を誘導します。
- ・ 平成 25 年度までに土地利用が図られることを目標に事業を進めていきます。

主な取組み

主体	主な取組み	備考
県	・ 海岸の防災対策（海岸堤防の嵩上げ）	
	・ 河川の防災対策（末続川堤防の嵩上げ）	
市	・ 防災集団移転（対象世帯：19 世帯）	柱 3
	・ 河川の防災対策（塩民川堤防の復旧）	復旧計画
	・ 防災・減災対策施設（避難路・誘導サイン等）の調査・検討	柱 3
	・ 消防団施設等の復旧（土地利用と合わせあり方検討）	柱 2

【金ヶ沢】



《土地利用方針》

- ・ 住宅地については、近隣の安全な場所への移転を基本とします。
- ・ 移転跡地については、自然的土地利用を誘導します。
- ・ 平成 25 年度までに土地利用が図られることを目標に事業を進めていきます。

主な取組み

主体	主な取組み	備考
県	・ 海岸の防災対策（海岸堤防の嵩上げ）	
市	・ 防災集団移転（対象世帯：13 世帯）	柱 3
	・ 河川の防災対策（藪川堤防の復旧）	復旧計画
	・ 消防団施設等の復旧（土地利用と合わせあり方検討）	柱 2
	・ 防災・減災対策施設（避難路・誘導サイン等）の調査・検討	柱 3

【久之浜市街地】



《土地利用方針》

- ・ 海岸の防災対策と津波防災緑地の整備を行います。
- ・ 旧国道より海側については、住宅地等を近隣の安全な場所へ移転することを基本とし、一部区域はゾーニングにより商業・業務・住宅地を配置します。
- ・ これらの地区では、地区幹線道路、地区内道路、公園等都市基盤施設を整備し、良好な市街地環境を形成します。
- ・ 旧国道より陸側については、一部地域を除き現位置での復興を基本とします。
- ・ 平成 27 年度までに土地利用が図られることを目標に事業を進めていきます。

主な取組み

主体	主な取組み	備考
県	・ 海岸の防災対策（海岸堤防の嵩上げ）	
	・ 河川の防災対策（大久川・小久川堤防の嵩上げ）	
	・ 津波防災緑地の整備	市と連携
	・ 道路の整備（久之浜港線）	市と連携
市	・ 震災復興土地区画整理事業（想定世帯：約 300 世帯）	柱 3
	・ 道路の整備（駅前中町線、賤川田線、代ノ下橋、小久川橋）	柱 3
	・ 久之浜ポンプ場の復旧	柱 3
	・ 埋蔵文化財発掘調査	柱 2
	・ 久之浜地区防災拠点施設（津波避難ビル）の整備	柱 3
	・ 災害公営住宅の整備（整備予定戸数：140 戸）	柱 1
	・ 防災・減災対策施設（避難路・誘導サイン等）の調査・検討	柱 3
	・ 消防団施設等の復旧（土地利用と合わせあり方検討）	柱 2

【田之網】



《土地利用方針》

- ・ 海岸や河川の防災対策等により、地域の安全性の向上を図りながら現位置での復興を基本とします。

主な取組み

主体	主な取組み	備考
国	・ 田之網歩道の整備	
県	・ 海岸の防災対策 (浜川河口部、横内川河口部への水門整備 (検討中))	
市	・ 市立田之網集会所の復旧	復旧計画
	・ 防災・減災対策施設(避難路・誘導サイン等)の調査・検討	柱3
	・ 消防団施設等の復旧 (土地利用と合わせあり方検討)	柱2

1. 地区の概要(被災前)

【地区特性】

- ・ 当該地区は、いわき市中心部より北東に約 10km に位置し、津波被災市街地の被災前人口は 1,644 人で、世帯数は、697 世帯となっていました。
- ・ 四倉地区の中心をなす部分で、四倉漁港との関わりが深く、漁港には年間約 3 1 万人以上の人々が訪れる、「道の駅よつくら港」があります。また、隣接する四倉海岸は海水浴場のほか、花火大会や凧揚げ大会などの様々なイベントの場となり、年間約 1 0 万人が訪れていました。

表 各津波被災市街地の人口、世帯数

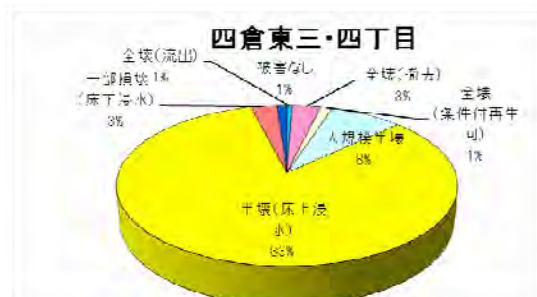
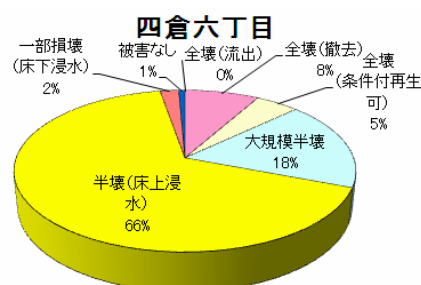
	四倉六丁目	四倉東三・四丁目	国道 6 号・ 県道豊間四倉線より海側
人口 (人)	303	947	394
世帯数 (世帯)	124	409	164

【土地利用特性】

- ・ 国道 6 号より西側一帯の市街地は、多少の空閑地を残しつつ建物が集積し、住宅や店舗、店舗併用住宅、作業所併用住宅などが混在して立地しています。
- ・ 国道 6 号・県道豊間四倉線より東側の市街地は、店舗や業務施設、住宅などが立地していました。

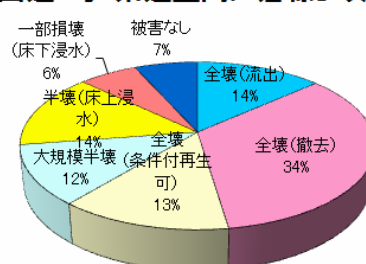
2. 被災状況

- ・ 四倉六丁目、四倉東三・四丁目では半壊（床上浸水）の割合が高く、国道 6 号・県道豊間四倉線より海側では全壊（（流出）、（撤去）、（条件付再生可）の合計）の割合が高くなっています。



四倉地区被災状況

国道 6 号・県道豊間四倉線より海側



3. 被災者意向

●今後希望する住まいの場所

- ・ 今後希望する住まいの場所は、「被災前と同じ場所」が四倉市街地で多く、被害の大きかった国道 6 号・県道豊間四倉線より海側では少なくなっています。
- ・ 国道 6 号・県道豊間四倉線より海側の地区では、「同じ地区内で危険性が低い場所」と「被災前の地区に近い津波が来ない安全な場所（高台など）」、「地区外への移転」の希望が多くを占め、四倉市街地を大きく上回っています。

●復興案を策定していく上で必要な対策

- ・ 復興案を策定していく上で必要な対策は、「今回のような津波が来ても街を守る十分な強度の防波堤が整備されれば」が最も多く、「津波が来てもすぐに逃げられる避難路や避難地などがあれば」、「かさ上げされた防災道路や津波防災緑地など多重に津波から街を守る施設が整備されれば」がこれに次ぎ、防災施設を重視しています。
- ・ 仁井田では、「津波が来ない安全な高台などに移転できれば」が最多となっています。

※第 2 回いわき市津波被災市街地復興意向調査結果より

4. 地区復興の基本的考え方

【全体復興の基本的考え方】

- ・本地区は、広大な砂浜を持つ四倉海岸や四倉漁港を背景に、市北部の拠点地区として位置づけられてきたところであり、いわき市都市計画マスタープランでも、いわき四倉中核工業団地の整備とともに、拠点市街地の都市機能強化、海浜レクリエーション地域の整備等の方針が示されています。
- ・四倉地区の復興にあたっては、災害に強い地区づくりを最大の目標にすると共に、引き続き市の北部拠点地区の機能を果たせるよう、「道の駅よつくら港」を復興のシンボルとして、市街地と海岸部・漁港を一体に連携づけた再生を目指します。

【土地利用の基本的考え方】

- ・市街地については、市北部地域の拠点としての機能を維持できるよう、津波防災対策等の強化を前提に土地の有効利用を図り、住宅や商業地など従前の土地利用に基づいた、現位置での復興を基本とします。
- ・国道6号・県道豊間四倉線より海側については、商業・業務地や住宅地等の従来に準じた土地利用を目指します。
- ・住宅再建が困難な被災者向けに、災害公営住宅を整備します。

【津波防御の基本的考え方】

- ・津波防災緑地や海岸道路の整備、海岸・河川の防災対策などのほか、避難地や避難路の指定、避難訓練等によって安全な場所に迅速に避難できる対策など、多重防御による「減災」の考え方を基本とし、地区の安全性の向上を図ります。

5. 地区別復興の方針

	土地利用の方針	防災施設整備の方針
四 倉	・四倉市街地については、従前の土地利用を踏まえながら、市北部地域の拠点市街地の位置づけのもとで、防災対策等により安全性の向上を図りながら住宅地、商業・業務地などとして現位置での復興を基本とします。 ・海岸道路より海側についても、堤防と津波防災緑地の整備を行うことで、現位置での復興を基本とします。	・河川、海岸の防災対策を行います。 ・津波被害を軽減する観点から、海岸堤防と合わせて津波防災緑地を整備し、災害に強い市街地を形成します。 ・安全な場所に速やかに避難できるよう、迅速な災害情報の伝達とともに、避難路の指定や避難場所への表示板の設置など防災対策を充実します。

※ 当該土地利用方針図は、現時点での案であり、今後、被災者や市民の皆様のご意見やご要望、国の制度改正や関係機関との調整により変更されることがあります。

【四倉】



《土地利用方針》

- ・ 四倉市街地については、防災対策等により安全性の向上を図りながら現位置での復興を基本とします。
- ・ 海岸道路より海側については、堤防と津波防災緑地の整備を行い、現位置での復興を基本とします。

主な取組み

主体	主な取組み	備考
県	・ 海岸の防災対策（海岸堤防の嵩上げ）	
	・ 津波防災緑地の整備	
	・ 漁港の防災対策（堤防の設置 検討中）	
市	・ 河川の防災対策（境川河口部への水門整備）	柱 2
	・ 災害公営住宅の整備（整備予定戸数：150 戸）	柱 1
	・ (仮称) 防災コミュニティセンターの整備	柱 2
	・ 公共施設の耐震化（四倉中学校、四倉公民館）	柱 2
	・ 道の駅よつくら港情報館改修	復旧計画
	・ 防災・減災対策施設（避難路・誘導サイン等）の調査・検討	柱 3

1. 地区の概要(被災前)

【地区特性】

- ・ 当該地区は、いわき市中心部より南東に約 10km に位置し、津波被災市街地の被災前人口は 2,833 人で、世帯数は、1,022 世帯となっていました。
- ・ 地区内には、国指定天然記念物賢沼ウナギ生息地がある沼ノ内弁財天や、年間約 9 万人以上の観光客が訪れている歌にも唱われた塩屋崎灯台、また、薄磯海水浴場や豊間海水浴場があり、年間約 32 万人の海水浴客で賑わっていました。また、沿岸域で最も水産加工業を中心とした製造業が立地していました。

表 各津波被災市街地の人口、世帯数

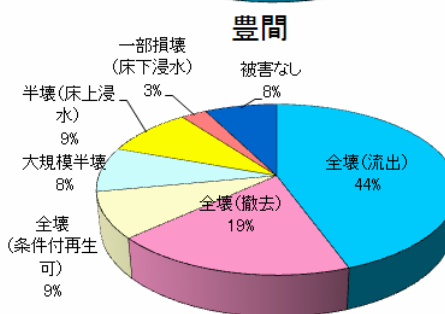
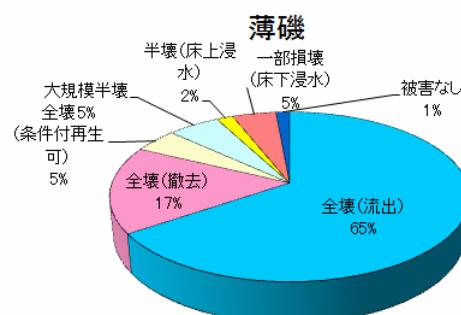
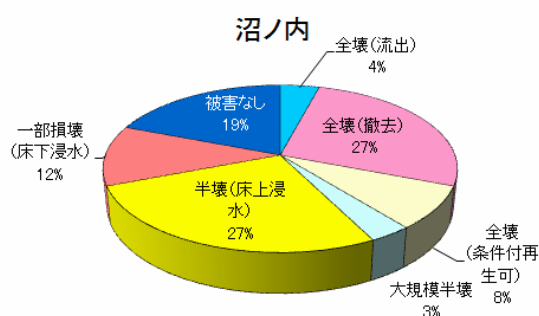
	沼ノ内	薄磯	豊間
人口(人)	262	787	1,784
世帯数(世帯)	98	283	641

【土地利用特性】

- ・ 沼ノ内の土地利用は、そのほとんどが住宅となっていますが、店舗併用住宅、作業所併用住宅、小規模工場も混在して立地していました。
- ・ 薄磯や豊間では、住宅、店舗併用住宅、工場、商業施設など、基本的な都市施設がまとまって立地していました。また、海水浴場があり、多くの民宿などが立地していました。

2. 被災状況

- ・ 沼ノ内では半壊(床上浸水)の割合が高く、薄磯、豊間では全壊(流出)、(撤去)、(条件付再生可)の合計)の割合が高くなっています。



薄磯地区被災状況

3. 被災者意向

●今後希望する住まいの場所

- ・ 今後希望する住まいの場所は、沼ノ内は「被災前と同じ場所」が最も多く、薄磯、豊間では「被災前の地区に近い津波が来ない安全な場所(高台など)」が最も多くなっています。
- ・ 次いで、沼ノ内では「高台など」、薄磯、豊間では「被災前と同じ場所」と「地区内の安全な場所」を合わせた「現位置」となっています。

●復興案を策定していく上で必要な対策

- ・ 復興案を策定していく上で必要な対策は、薄磯、豊間では「津波が来ない安全な高台などに移転できれば」、沼ノ内では、「今回のような津波が来ても街を守る十分な強度の防波堤が整備されれば」が最も多くなっています。

※第2回いわき市津波被災市街地復興意向調査結果より

4. 地区復興の基本的考え方

【全体復興の基本的考え方】

- ・ 本地区は、塩屋埼灯台、薄磯海水浴場、豊間海水浴場等の観光資源が立地し、いわき市都市計画マスタープランでは、沿岸地域について「観光・文化・レクリエーションゾーンに位置づけられており、海産物を含めた地場産業などが自然環境と調和を保ち共生していく地域づくりに努める」地域づくりの方針が示されています。
- ・ 市街地復興にあたっては、災害に強い地区づくりを最大の目標にするとともに、地区再建という観点から観光業、水産業等地場産業の復興、本地区の特性である水辺、自然環境を活かした地区復興を検討します。

【土地利用の基本的考え方】

- ・ 住宅地については、被災者意向を踏まえると、現位置での復興と高台での復興、地区外での復興に分かれていることから、それぞれの居住場所で良好な環境が形成され、利便性も確保されるよう配慮します。
- ・ 水産加工場や工場等工業地については、地場産業の復興という観点から道路アクセスに考慮した位置での復興を検討します。
- ・ 地区内に立地する公共公益施設は、安全な高台への移設を検討します。
- ・ 住宅再建が困難な被災者向けに、災害公営住宅を整備します。

【津波防御の基本的考え方】

- ・ 津波防災緑地や海岸道路の整備、海岸・河川の防災対策などのほか、避難地や避難路の指定、避難訓練等によって安全な場所に迅速に避難できる対策など、多重防御による「減災」の考え方を基本とし、地区の安全性の向上を図ります。

5. 地区別復興の方針

	土地利用の方針	防災施設整備の方針
沼ノ内	・ 防災対策等により、市街地の安全性の向上を図ります。 ・ 海岸に沿って海岸道路を整備し観光振興、生活利便性の向上を図ります。 ・ 海岸沿いに整備される海岸道路、津波防災緑地を除く地区については、従前の土地利用を踏まえながら、現位置での復興を基本とします。	・ 津波被害を軽減する観点から、海岸堤防と合わせて津波防災緑地及び海岸道路を整備し、災害に強い市街地を形成します。 ・ 安全な場所に速やかに避難できるよう、迅速な災害情報の伝達とともに、避難路の指定や避難場所への表示板の設置など防災対策を充実します。
薄磯	・ 住宅地等については、一部近隣の安全な場所へ移転するほか、防災対策等により地域の安全性の向上を図りながら、快適な市街地の再生を目指します。 ・ これらの地区では、地区幹線道路、地区内道路、公園等都市基盤施設を整備し、良好な市街地環境を形成します。 ・ 住宅地、商業・業務地等をゾーニングし、利便性や安全性の向上を図ります。 ・ 海岸に沿って海岸道路を整備し観光振興、生活利便性の向上を図ります。	・ 津波被害を軽減する観点から、海岸堤防と合わせて津波防災緑地及び海岸道路を整備し、災害に強い市街地を形成します。 ・ 安全な場所に速やかに避難できるよう、迅速な災害情報の伝達とともに、避難路の指定や避難場所への表示板の設置など防災対策を充実します。
豊間	・ 住宅地等については、一部近隣の安全な場所へ移転するほか、防災対策等により地域の安全性の向上を図りながら、快適な市街地の再生を目指します。 ・ これらの地区では、地区幹線道路、地区内道路、公園等都市基盤施設を整備し、良好な市街地環境を形成します。 ・ 住宅地、商業・業務地等をゾーニングし、利便性や安全性の向上を図ります。 ・ 海岸に沿って海岸道路を整備し観光振興、生活利便性の向上を図ります。	・ 津波被害を軽減する観点から、海岸堤防と合わせて津波防災緑地及び海岸道路を整備し、災害に強い市街地を形成します。 ・ 安全な場所に速やかに避難できるよう、迅速な災害情報の伝達とともに、避難路の指定や避難場所への表示板の設置など防災対策を充実します。

※ 当該土地利用方針図は、現時点での案であり、今後、被災者や市民の皆様のご意見やご要望、国の制度改正や関係機関との調整により変更されることがあります。

【沼ノ内】



《土地利用方針》

- ・ 防災対策等により、市街地の安全性の向上を図ります。
- ・ 海岸に沿って海岸道路を整備し観光振興、生活利便性の向上を図ります。
- ・ 海岸沿いに整備される海岸道路、津波防災緑地を除く地区については、従前の土地利用を踏まえながら、現位置での復興を基本とします。

主な取組み

主体	主な取組み	備考
県	・ 海岸の防災対策（海岸堤防の嵩上げ）	
	・ 河川の防災対策（弁天川河口部への水門整備(検討中)）	
	・ 道路の整備（豊間四倉線）	
	・ 津波防災緑地の整備	
市	・ 災害公営住宅の整備（整備予定戸数：40戸）	柱1
	・ 防災・減災対策施設(避難路・誘導サイン等)の調査・検討	柱3
	・ 沼ノ内地域津波避難ビル耐震化	柱3

【薄磯】



《土地利用方針》

- ・ 住宅地等については、近隣の安全な場所へ移転するほか、防災対策等により、地域の安全性の向上を図りながら、快適な市街地の再生を目指します。
- ・ これらの地区では、地区幹線道路、地区内道路、公園等都市基盤施設を整備し、良好な市街地環境を形成します。
- ・ 住宅地、商業・業務地等をゾーニングし、生活利便性や安全性の向上を図ります。
- ・ 海岸に沿って海岸道路を整備し観光振興の向上を図ります。
- ・ 平成 27 年度までに土地利用が図られることを目標に事業を進めていきます。

主な取組み

主体	主な取組み	備考
県	・ 海岸の防災対策（海岸堤防の嵩上げ）	
	・ 津波防災緑地の整備	市と連携
	・ 道路の整備（豊間四倉線）	市と連携
市	・ 震災復興土地区画整理事業（想定世帯：約 300 世帯）	柱 3
	・ 埋蔵文化財発掘調査	柱 2
	・ 災害公営住宅の整備（整備予定戸数：100 戸）	柱 1
	・ 道路の整備（沼ノ内薄磯線、(仮)南作青井線（調整中））	柱 3
	・ 豊間小中学校の復旧	柱 2
	・ 防災・減災対策施設（避難路・誘導サイン等）の調査・検討	柱 3
	・ 消防団施設等の復旧（土地利用と合わせあり方検討）	柱 2
	・ (仮称)塩屋崎灯台を活用した観光活性化の調査・検討	柱 4

【豊間】



《土地利用方針》

- ・ 住宅地等については、近隣の安全な場所へ移転するほか、防災対策等により、地域の安全性の向上を図りながら、快適な市街地の再生を目指します。
- ・ これらの地区では、地区幹線道路、地区内道路、公園等都市基盤施設を整備し、良好な市街地環境を形成します。
- ・ 住宅地、商業・業務地等をゾーニングし、生活利便性や安全性の向上を図ります。
- ・ 海岸に沿って海岸道路を整備し観光振興の向上を図ります。

主な取組み

主体	主な取組み	備考
県	・ 海岸の防災対策（海岸堤防の嵩上げ）	
	・ 河川の防災対策（諏訪川堤防の嵩上げ）	
	・ 津波防災緑地の整備	市と連携
	・ 道路の整備（豊間四倉線、小名浜豊間線）	市と連携
市	・ 震災復興土地区画整理事業（想定世帯：約 900 世帯）	柱 3
	・ 道路の整備（塩屋町榎町線）	柱 3
	・ 豊間地区津波防災公園の整備	柱 3
	・ 埋蔵文化財発掘調査	柱 2
	・ 災害公営住宅の整備（整備予定戸数：190 戸）	柱 1
	・ 河川の防災対策（塩屋川堤防の復旧）	復旧計画
	・ 豊間保育園（今後のあり方を検討）	柱 2
	・ 防災・減災対策施設（避難路・誘導サイン等）の調査・検討	柱 3
	・ 消防団施設等の復旧（土地利用と合わせあり方検討）	柱 2